

岐阜県土岐市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について

平成26年11月28日
公正取引委員会事務総局
中部事務所

公正取引委員会は、将来を担う高校生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、これまで全国各地の高等学校において、当委員会の職員による「高校生向け独占禁止法教室」を開催してきています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。（注）

（注）今回の「高校生向け独占禁止法教室」は、岐阜県教育委員会に御協力をいただき開催するものです。

記

- 1 日 時 平成26年12月2日（火）
1時間目（ 8：55～ 9：45）
2時間目（ 9：55～10：45）
3時間目（10：55～11：45）
- 2 場 所 岐阜県立土岐商業高等学校
岐阜県土岐市土岐津町土岐口1259-1
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局 中部事務所 職員
- 4 対象者 土岐商業高等学校 第1学年
- 5 内 容 シミュレーションゲームで学ぶ市場経済等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、平成26年12月1日（月）15時までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局中部事務所 総務課 電話 052-961-9421（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/